

令和5年9月8日

袖ヶ浦市長 細谷 智浩 様

袖ヶ浦市行政改革推進委員会  
会長 安枝 玲司



### 第7次行政改革大綱アクションプラン取組内容の変更について（答申）

令和5年8月21日袖行第607号により諮問のありましたことについて、当委員会は袖ヶ浦市行政改革推進委員会設置条例第2条の規定に基づき慎重に審議した結果、内容について適切であると認め、ここにその旨を答申します。なお、審議の過程において各委員から挙げられた下記の意見については、十分配慮されることを要望します。

#### 記

- 1 生成AIを始めとする情報技術の発展が急速に進んでいることから、行政もその流れに取り残されないよう調査、研究を進められたい。  
その一例として、総合案内の代わりに、来庁者が自身で情報技術を用い、どの部署でどのような手続きを行うことになるか、関連する手続きがあるかを確認できる環境の整備を検討いただきたい。
- 2 各取組については、可能な限り数値により目標達成等の達成状況を周知することを目的としたものにされたい。
- 3 本委員会の委員や市民の提案を受けた際に、その提案内容を精査のうえ、早急に対応する必要があるものについては、行政改革に位置付けるかどうかにかかわらず、隨時改善に取り組まれたい。
- 4 第7次行政改革大綱で掲げる第3の柱「行政運営の推進力となる職員や職場環境の充実を図るための改革」で取り組む人材育成にかかる取組については、市担当者の異動により市民に対し不利益を講じないように、民間の制度等も参考にしつつ、プロフェッショナル制度の導入を視野に入れ、市民に求められているものとされたい。